

## 平成 29 年度長崎県国境離島観光プロモーション用素材制作等 業務プロポーザル実施要領

この要領は、標記業務のプロポーザルに参加しようとする者（以下「提案者」という）が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

### 1. 目的

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用し、ゴールデンウィークから夏季にかけて、本県の離島（壱岐、対馬、五島列島）への誘客促進を図るため、豊かな島の自然、歴史、食などを満喫できる離島の魅力を発信し、一般消費者の関心を喚起することを目的とする。

### 2. 業務の概要

#### (1) 業務の内容

別添「平成 29 年度長崎県国境離島観光プロモーション用素材制作等業務仕様書」のとおり。

#### (2) 履行期間

契約締結日から平成 30 年 3 月 30 日まで。

#### (3) 予算額

147,860,100円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

### 3. 参加資格

(1) 本業務に関するプロポーザルに参加できるのは、以下の①～⑨の全ての要件をみたしている広告代理店とする。

①本事業の趣旨に沿った事業内容を企画し、運営する能力を有する法人であること。

②過去に、本事業に類似・関連する業務を実施した実績を有していること。

③県内企業（県内に本店が登記されている企業、及び個人で県内に店舗等を保有して営業している者をいう。）であること、または県外企業（登記簿上、本社の住所が県外になっている企業をいう。）で、県内に支店等を有し、当該支店等において常勤の従業員を雇用している企業であること。

④地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

⑤長崎県から指名停止又は指名除外措置を受けていない者であること。

⑥取引銀行において不渡り手形及び不渡り小切手を出していない者であること。

⑦会社法に基づく清算の開始、破産法に基づく破産申し立て、会社更生法に基づく更生手続開始申し立て、民事再生法に基づく再生手続申し立てがなされていない者であること。

⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

⑨国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。

#### 4. プロポーザル実施の手続き

##### (1) スケジュール

①公募開始	平成30年1月22日(月)	
<b>②説明会の開催</b>	<b>平成30年1月24日(水)</b>	<b>13時30分</b>
③質問書の提出期限	平成30年1月25日(木)	
④質問に対する回答	平成30年1月29日(月)	
⑤参加表明書の提出期限	平成30年1月30日(火)	15時必着
⑥企画提案書の受付期限	平成30年2月5日(月)	12時必着
<b>⑦審査会(プレゼンテーション)</b>	<b>平成30年2月6日(火)</b>	

##### (2) お問い合わせ先・提出先

担当窓口：一般社団法人長崎県観光連盟 情報推進部 中原陽一

住所：〒850-0035 長崎市元船町14-10 橋本商会ビル8階

※1月29日以降は、「〒850-8570 長崎市尾上町3-1」(新県庁舎5F)

電話番号等に変更なし。

電話：観光連盟 095-826-9407

FAX：観光連盟 095-824-3087

電子メール：[nakahara@ngs-kenkanren.com](mailto:nakahara@ngs-kenkanren.com)

##### (3) 説明会の開催

①日時：平成30年1月24日(水) 13時30分から

②場所：長崎市元船町14-10 橋本商会ビル5階会議室

③その他：プロポーザルに参加を希望する者は原則としてこの説明会に出席すること。

説明会への出席者は1事業者あたり2名までとする。

##### (4) 企画提案書作成等に関する質問の受付

###### ①提出方法

- ・プロポーザルに参加するにあたり、質問事項がある場合は、質問書(別紙様式1)をファックスまたは電子メールにより提出すること。
- ・提出先は上記(2)のとおり。
- ・送信後、提出先へ電話により着信の確認をすること。

###### ②質問に対する回答

質問及び回答事項を取りまとめの上、一括して説明会参加者に通知する。

###### ③その他

提出期限後の質問については、いかなる理由があっても回答しない。

##### (5) 参加表明書の受付

プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる書類を期限までに提出すること。なお、参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、平成30年1月31日(水)15時までに辞退届(様式任意)を提出すること。

###### ①提出する書類

- ア. プロポーザル参加表明書(別紙様式2)
- イ. 同種企画の実績一覧表(別紙様式3)

## ②提出方法及び提出先

上記（２）の担当窓口あてに持参又は郵送にて提出すること。

## ③提出期限

平成 30 年 1 月 30 日（火） 15 時までに

## （６）企画提案書及び見積書等の作成

企画提案書及び見積書は仕様書を熟読のうえ、次のとおり作成すること。

### ①企画提案書

企画提案書は、原則として A3 サイズ横、横書き、左綴じとし、以下の内容を記載すること。枚数に制限はありませんがカラー印刷とすること。

#### ア. コンセプトシート

企画提案全体の概要、趣旨、コンセプト等を記載すること。

#### イ. テレビ、雑誌、新聞の具体案

各媒体の具体的名称、その選定理由、想定到達人数を記載すること。

#### ウ. メディアプラン及び出稿スケジュール

- ・テレビ番組については、民放を効果的に活用し、想定する本数を局ごとに明記すること。
- ・テレビCMについては、具体的なテレビ局及び想定GRPを局ごとに明記すること。
- ・新聞、雑誌の出稿については、具体的に書籍名等を記載すること。
- ・獲得可能なパブリシティ等についても、わかりやすく明記すること。
- ・その他媒体についても具体的に記載すること。
- ・スケジュールについても、可能な限り、示すこと。

#### エ. 提案書の表紙には、宛名「（一社）長崎県観光連盟会長」、タイトル「平成 29 年度長崎県国境離島観光プロモーション用素材制作等業務企画提案書」、提出年月日、会社名を記載すること。

②企画提案書は 1 者 1 提案のみとする。

③企画提案書の提出部数は、9 部とする。

### ④見積書（様式任意）

ア. 積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。

イ. 当業務にかかる取材費、交通費、食費、通信運搬費、事務経費その他必要と見込まれる経費は全て計上すること。

ウ. 宛名は一般社団法人長崎県観光連盟 会長 宮脇雅俊とする。

### ⑤業務の実施体制に関する資料

本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者を記載した体制図を作成すること。また、全体責任者及び各業務の責任者については、年齢、役職を併せて記載すること。

### ⑥企業等の概要（様式任意）

既存のパンフレット等でも可。

## （７）企画提案書の提出

①提出期限 平成 30 年 2 月 5 日（月）12 時まで（必着）

- ②提出方法 持参又は郵送とする。あわせて企画提案書のデータを格納した電子媒体を一部提出すること。なお、郵送の場合は提出期限内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。
- ③提出先 上記（２）の担当窓口
- ④提出物 企画提案書 ９部  
見積書 １部（正本１部）

#### （８）企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

- ①企画提案書類に虚偽の記載をした場合。
- ②実施要領に反すると認められる場合。
- ③その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合。

### ５．その他

- ①企画提案書作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位とする。
- ②提出期限後において、提出書類は理由の如何を問わず返却しない。
- ③企画提案書は、提出後の変更、差し替え及び再提出は原則として認めない。
- ④本提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- ⑤企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容を同意したものとみなす。
- ⑥プロポーザル参加により、一般社団法人長崎県観光連盟から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- ⑦提案内容に含まれている特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負うものとする。
- ⑧委託契約期間はもとより委託契約期間終了後も、当業務で知り得た機密、個人情報等の取扱について厳守すること。

### ６．著作権

- ①参加者の企画提案書の著作権は、参加者に帰属し、委託候補者の企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で一般社団法人長崎県観光連盟に帰属するものとする。
- ②企画提案書に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費を委託料に計上してください。また、著名人の起用を含む場合は、企画提案書に特段の記載がない限り、参加者の責任において当該著名人の起用が可能であるものとみなす。
- ③本業務により得られた成果品（映像、画像を含む）の著作権は、当該成果品を構成する各著作物の著作権者に帰属するものとする。

### ７．受託候補者の選定

## (1) 審査方法

- ①企画提案書は、一般社団法人長崎県観光連盟が設置する審査委員会において、定められた基準により総合的に評価して順位付けを行い、1位となった参加者を受託候補者に選定する。
- ②審査は、提出された企画提案書の書類審査及びプレゼンテーション審査により行う。
- ③プロポーザルへの参加者が多数であった場合は、書類審査で一定数の者を選定し、その中からプレゼンテーション審査を行い、受託候補者を選定する場合がある。

## (2) プレゼンテーション審査

- ①日 時：平成30年2月6日（火）

※時間については参加者の応募状況によって後日通知する。

- ②場 所：長崎県庁（新庁舎）308会議室 長崎市尾上町3-1

- ③その他 詳細についてはプロポーザル参加者に別途通知する。

- ・スクリーン及びプロジェクターはこちらで準備する。
- ・プレゼンテーションでの説明時間は1者あたり20分以内とする。
- ・プレゼンテーション後、10分程度の質疑応答を行う。
- ・プレゼンテーションへの参加者は1者あたり3名までとする。
- ・プレゼンテーション当日の追加資料の配布は認めない。
- ・プレゼンテーションへの参加、企画提案に要する費用は参加者負担とする。
- ・見積金額が予算額を超えている場合は、審査の対象外とする。

## (3) 審査基準

審査は、提案された企画内容等に対する技術審査及び見積価格に対する価格審査を実施し、この技術審査及び価格審査の結果から総合評価点を算出して受託候補者を決定する。

総合評価点の最も高い者を受託候補者とする。なお、総合評価点の最も高い参加者が2者以上あるときは、審査委員会で協議し、受託候補者を決定する。

### ①技術審査

○企画提案全体のコンセプト及び費用対効果評価	20点
○テレビ媒体の評価	30点
○雑誌媒体の評価	20点
○新聞媒体の評価	10点
○その他効果的な媒体の活用・パブリシティの獲得評価	10点
○実務体制の適格性評価	10点

技術審査 合計 100点

### ②価格審査

○価格審査は50点満点とし、次の算式により算出する

$$\text{価格点} = 50 \times (1 - \text{見積価格} \times 1.08 \div \text{予算額})$$

上記式により数値を算出し、小数点第1位まで（小数点第2位を四捨五入）

(4)選定結果は、速やかに文書で通知する。

## 8. 契約について

(1) 上記7の審査委員会において選定された受託候補者と契約締結の協議を行う。

- (2) 契約締結の協議においては、企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、一般社団法人長崎県観光連盟と受託候補者が協議のうえ決定する。また、具体的な業務内容や進め方については、逐次、一般社団法人長崎県観光連盟と協議して決定する。

## 9. 附則

この要領は、平成 30 年 1 月 22 日から施行し、契約日の翌日にその効力を失う。